別添

付表

Ⅰ

(a)　日本国の一又は二以上の指定航空企業が運営する路線

両方向に、日本国内の地点―中国本土における地点及び（又は）台湾における地点―香港又はマニラ―カンボジア、ラオス及び（又は）ミャンマー内の地点―バンコク―ヤンゴン―バングラデシュ内の地点―インド内の地点―コロンボ―パキスタン内の地点―中東及び近東内の地点―カイロ―アテネ―ローマ―ジュネーブ、チューリヒ又はマドリード―フランクフルト・アム・マイン―パリ又はブリュッセル―その他の中間の二地点―アムステルダム―以遠の地点

(b)　両方向に、日本国内の地点―アリューシャン列島内の地点―アラスカ内の地点―カナダ内の地点―グリーンランド内の地点―アイスランド内の地点―スカンディナビア内の地点―イングランド内の地点―ドイツ内の地点―後に特定される一地点―ミラノ―アムステルダム―以遠の地点

(c)　両方向に、日本国内の地点―後に特定される五地点であってこの(c)の路線上の特定された地点以外のもの―モスクワ―ヨーロッパ内の地点―アムステルダム―以遠の地点

(d)　一方向のみにかつ明記されている順序で、東京―アメリカ合衆国内の四地点―アムステルダム―ヨーロッパ内の地点―モスクワ―東京

(e)　一方向のみにかつ明記されている順序で、大阪―デリー―ドバイ―アムステルダム―アンカレジ―大阪

(f)　両方向に、日本国内の地点―アルマティ及び（又は）中央アジア内の一地点―アムステルダム―以遠の地点

(g)　両方向に、日本国内の地点―中間の地点―オランダ内の地点―以遠の地点

(h)　両方向に、東京以外の日本国内の地点―オランダ内の地点

注1　路線(a)では、日本国の一又は二以上の指定航空企業は、第五の自由の運輸権を行使することなく、貨物業務のためにのみ、「その他の中間の二地点」を使用することができる。

注2　路線(d)では、

(1)　日本国の一又は二以上の指定航空企業は、「アメリカ合衆国内の四地点」とアムステルダムとの間において、第五の自由の運輸権を行使することなく、貨物業務のみを行うことができる。

(2)　日本国の一又は二以上の指定航空企業は、運輸以外の目的での着陸のためにのみモスクワを使用することができる。

注3　路線(e)では、

(1)　日本国の一又は二以上の指定航空企業は、貨物業務のみを行うことができる。

(2)　日本国の一又は二以上の指定航空企業は、運輸以外の目的での着陸のためにのみアンカレジを使用することができる。

注4　路線(g)では、日本国の一又は二以上の指定航空企業は、航空機を運航しない航空企業としてのコードシェア業務のためにのみ、「中間の地点」及び（又は）「以遠の地点」に業務を行うことができる。

日本国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務は、日本国の領域内の一地点を起点とするものでなければならない。ただし、路線上の他の地点は、いずれかの又は全ての飛行に当たり当該指定航空企業の選択により省略することができる。

Ⅱ

(a)　オランダ王国の一又は二以上の指定航空企業が運営する路線

両方向に、アムステルダム―ヨーロッパ内の地点―中東及び近東内の地点―パキスタン内の地点―コロンボ―インド内の地点―バングラデシュ内の地点―ヤンゴン―バンコク―マニラ―香港、南京又は天津のうち一地点―東京―名古屋―以遠の地点

(b)　両方向に、アムステルダム―アイスランド内の地点―グリーンランド内の地点―アラスカ及びアリューシャン列島内の地点―札幌―東京―名古屋―大阪―以遠の地点

(c)　両方向に、オランダ内の地点―ヨーロッパ内の地点―モスクワ―後に特定される五地点であってこの(c)の路線上の特定された地点以外のもの―札幌―東京―名古屋―大阪―以遠の地点

(d)　一方向のみにかつ明記されている順序で、アムステルダム―ヨーロッパ内の地点―モスクワ―東京―アメリカ合衆国内の四地点―アムステルダム

(e)　一方向のみにかつ明記されている順序で、アムステルダム―アンカレジ―大阪―デリー―ドバイ―アムステルダム

(f)　両方向に、アムステルダム―アルマティ及び（又は）中央アジア内の一地点―東京又は大阪―以遠の地点

(g)　両方向に、オランダ内の地点―中間の地点―日本国内の地点―以遠の地点

(h)　両方向に、オランダ内の地点―東京以外の日本国内の地点

注1　路線(a)では、

(1)　オランダ王国の一又は二以上の指定航空企業は、第五の自由の運輸権を行使することなく、貨物業務のためにのみ、「香港、南京又は天津のうち一地点」を使用することができる。

(2)　名古屋を含む路線では、「香港、南京又は天津のうち一地点」以外の中間の地点に寄航することはできない。

注2　路線(b)及び(c)では、札幌及び名古屋以外に日本国内の二地点に同一便で寄航してはならない。

注3　路線(d)では、

(1)　オランダ王国の一又は二以上の指定航空企業は、東京と「アメリカ合衆国内の四地点」との間において、第五の自由の運輸権を行使することなく、貨物業務のみを行うことができる。

(2)　オランダ王国の一又は二以上の指定航空企業は、運輸以外の目的での着陸のためにのみモスクワを使用することができる。

注4　路線(e)では、

(1)　オランダ王国の一又は二以上の指定航空企業は、貨物業務のみを行うことができる。

(2)　オランダ王国の一又は二以上の指定航空企業は、運輸以外の目的での着陸のためにのみアンカレジを使用することができる。

注5　路線(g)では、オランダ王国の一又は二以上の指定航空企業は、航空機を運航しない航空企業としてのコードシェア業務のためにのみ、「中間の地点」及び（又は）「以遠の地点」に業務を行うことができる。

オランダ王国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務は、オランダ王国の領域内の一地点を起点とするものでなければならない。ただし、路線上の他の地点は、いずれかの又は全ての飛行に当たり当該指定航空企業の選択により省略することができる。

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（オランダ側書簡）

本使は、日本国政府がオランダ王国政府の前記の提案を受諾する旨を日本国政府に代わって閣下に通報するとともに、閣下の書簡及びこの返簡をこの問題に関する両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずることを確認する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年九月二十六日にハーグで

オランダ王国駐在
日本国特命全権大使　猪俣弘司

オランダ王国
外務大臣　バート・クーンデルス閣下